に、「沖縄の認定法人の所得又は連結所得の特別控除額」を「沖縄の認定法人の所得の特別控除額」に、「日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額（⑱から㉔までの計）」を「日本船舶外航事業に係る所得の金額（⑱から㉔までの計）」に改め、同表の記載要領第１号中「（以下この号において「船舶運航事業者等」という。）」及び「又は連結法人で船舶運航事業者等に該当するものが所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の62の２（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号中「、法人が日本船舶外航事業に係る費用若しくは」を「、法人が租税特別措置法施行令第35条の２第１項（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）に規定する日本船舶外航事業（以下この号及び次号において「日本船舶外航事業」という。）に係る費用又は」に改め、「又は各連結法人が日本船舶外航事業に係る費用若しくは損失として経理した金額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されないもの及び各連結法人が収益として経理しなかつた金額で当該連結事業年度の日本船舶外航事業に係る連結所得の金額の計算上益金の額に算入されるもの」を削り、同第111号中「、法人が費用若しくは」を「、法人が費用又は」に改め、「又は各連結法人が費用若しくは損失として経理しなかつた金額で当該連結事業年度の日本船舶外航事業に係る連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの及び各連結法人が日本船舶外航事業に係る収益として経理した金額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されないもの」を削る。

別表十四付表11の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、

	円	円	円

を

に改め、同表の記載要領中「（以下この記載要領において「船舶運航事業者等」という。）」及び「又は連結法人で船舶運航事業者等に該当するものが所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の62の２（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表十五の記載要領第11号中「（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）、第65条の４（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）、第65条の５（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）又は」を「から」に、「（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）」を「まで（特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等）」に改め、同第四号中「第65条の５の２」の次に「（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）」を加える。

別表十五付表の記載要領中「当該事業年度（令和４年４月１日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第14条第１項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）に規定する旧事業年度を除く。）に限る。）において」を削る。

別表十六の表を次のように改める。